

鳥獣被害防止総合対策交付金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

3 利用対象者：農業を営む個人、グループ及び法人ほか

4 支援内容

(1) 補助要件

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

<整備事業>

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

(2) 対象経費

<推進事業>

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

<緊急捕獲事業>

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

<整備事業>

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

(3) 補助率

<推進事業>

- ・1/2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

<整備事業>

- ・1/2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

(4) 補助上限額

<推進事業>

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

<緊急捕獲事業>

- ・8,000円以内/頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内/頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内/頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内/頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内/羽（鳥類）

<整備事業>

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

<緊急捕獲事業>

- ・推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることは出来ない

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：前年度10月頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：環境エネルギー部みどり自然課
- (2) 担当（係）名：自然環境担当
- (3) 電話番号：023-630-3404

有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金
(侵入防止柵(電気柵等))

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農作物（自家用作物を除く）被害防止対策として、農業者等が導入する電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対して支援します。

3 利用対象者：農業を営む個人、グループ及び法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：市町村が開催する電気柵安全講習会の受講
- (2) 対象経費：電気柵、ワイヤーメッシュ柵の整備に係る経費
- (3) 補助上限額：原則1／2以内
- (4) その他（協調補助について）

県は、予算の範囲内で市町村に対し、補助事業に要する経費の1／4を補助する。ただし、1件当たり100千円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

5 募集期間

- (1) 募集期間：前年度10月頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：環境エネルギー一部みどり自然課
- (2) 担当（係）名：自然環境担当
- (3) 電話番号：023-630-3404

有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金
(イノシシ夏季捕獲)

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

農作物に被害を及ぼす夏季（4月～10月）のイノシシ捕獲を推進するため、緊急捕獲事業〔国庫〕に併せて、夏季捕獲時の捕獲経費を上乗せして支援します。

3 利用対象者：狩猟者団体及び捕獲従事者等

4 支援内容

(1) 補助要件

鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業により捕獲されたイノシシ（成獣）のうち、夏季（4月～10月）に捕獲されたものを対象とする。

(2) 対象経費

イノシシの夏季捕獲（4月～10月）に要する経費

(3) 補助上限額

原則、成獣8千円以内／頭

※鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業と合わせて最大15千円／頭（焼却施設等へ持ち込む場合は最大16千円／頭）

(4) その他（協調補助について）

県は、予算の範囲内で市町村に対し、補助事業に要する経費の1/2を補助する。ただし、成獣1頭あたり4千円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

5 募集期間

(1) 募集期間：2月下旬頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 環境エネルギー部みどり自然課

(2) 担当（係）名： 自然環境担当

(3) 電話番号： 023-630-3404

イノシシ等鳥獣被害緊急対策事業費補助金
(くくりわな維持・補修)

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

農作物被害対策として、イノシシ等捕獲時に高確率で損傷する「くくりわな」を補修し、継続的な捕獲につなげるため、補修資材の購入を支援します。

3 利用対象者：狩猟者団体及び捕獲従事者等

4 支援内容

(1) 補助要件：狩猟者団体及び捕獲従事者等

(2) 対象経費：くくりわなを継続的に使用するために必要となる、ばね、ワイヤー等の補修・交換用部品の購入経費

(3) 補助上限額：定額

(4) その他（協調補助について）

県は、予算の範囲内で市町村に対し、補助事業に要する経費の1/2を補助する。ただし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

5 募集期間

(1) 募集期間：前年度10月頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 環境エネルギー部みどり自然課

(2) 担当（係）名： 自然環境担当

(3) 電話番号： 023-630-3404

イノシシ等鳥獣被害緊急対策事業費補助金
(安全射撃講習会弾代支援)

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

農作物被害対策として、有害捕獲実施者向けに行う安全射撃講習会における射撃訓練で使用する弾薬の購入経費を支援します。

3 利用対象者：鳥獣被害対策実施隊（狩猟者団体会員等）

4 支援内容

(1) 補助要件

鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕により、射撃場の利用料を負担した安全射撃技能講習会における射撃訓練であること。

※弾薬（ライフル弾又はスラッグ弾）を使用した技能講習に限る。

※県内のライフル射撃場を利用した場合に限る。

(2) 対象経費

演習に利用した弾薬経費を保持とする。

(3) 補助上限額

参加人数×6千円以内

※上限額は鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許所持者数により設定。

(4) その他（協調補助について）

市町村に対する予算の範囲内での県の定額補助。

5 募集期間

(1) 募集期間：前年度10月頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 環境エネルギー部みどり自然課

(2) 担当（係）名： 自然環境担当

(3) 電話番号： 023-630-3404